

## 時価の2分の1未満の価額で譲渡(個人が法人へ)

法人に対して、時価 3,000 万円の不動産を 1,000 万円で売却したため、譲渡価額は 1,000 万円として譲渡所得の計算をしていいか？

【土地譲渡所得】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12749758764.html>